

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 26 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る令和 4 年度周知・広報（公的機関、医療機関、高齢者関係施設等でのポスター等の掲示）について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とするとともに、2 割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた者について、施行後 3 年間、高額療養費の枠組みを利用して、ひとつき分の負担増が最大でも 3,000 円に収まるような配慮措置を導入することとしています。

今般、公的機関、医療機関、高齢者関係施設等で掲示・配架するポスター・リーフレットについて、それぞれ別添 1（ポスター）、別添 2（リーフレット）のとおり作成しましたので、御承知置きの上、庁内での掲示・配架を行っていただくとともに、都道府県後期高齢者医療広域連合におかれては、関係機関等への配布を実施いただきますようお願いいたします。

なお、別添 1・2 の内容については、厚生労働省ホームページへの掲載を予定していますので、申し添えます。

厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和 3 年法律改正について）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html